

表 1 (平成30年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	H30	商工部 商工振興課	導入促進基本計画	0	H30.6 ～ H30.7	<p>近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、中小企業者の生産性向上を図るため、生産性向上特別措置法が平成30年6月に施行された。</p> <p>また、生産性向上等に寄与する設備投資等に対する国の補助金において、市内中小企業者が優先採択や補助率の優遇措置を受けるためには、市町村が導入促進基本計画を策定し、国の同意を得ていることが要件の一つとされている。</p> <p>このことから、市内中小企業者の生産性向上を後押しするため、域内の労働生産性向上につながる手法や先端設備等の種類等を定める導入促進基本計画を策定する。</p>	<p>経済関係団体等から幅広く意見を聴取し、長崎市導入促進基本計画を策定し、平成30年7月に国から同意を得た。</p> <p>国の同意後、中小企業者から長崎市へ先端設備等導入計画の認定申請を受け付け、計56件の計画認定を行った。</p> <p>また、平成30年度の設備投資等に対する国の補助金採択率については平成29年度よりも上昇しており、設備投資の促進が図られた。</p> <p>導入促進基本計画の計画期間は3年以内（令和2年度末まで）となっており、今後も市内中小企業に対し、制度や国の補助金等の更なる周知を図り、設備投資の促進による労働生産性の向上を図る。</p>	なし



表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R元	環境部 廃棄物対策課	災害廃棄物処理計画	0	H30.4 ～ R1.12	長崎県災害廃棄物処理計画や本市地域防災計画を踏まえ、本市において発生が想定される大規模災害に伴う災害廃棄物の処理について、適正かつ迅速に行うための応急対策や、復旧・復興対策等につなげるため、災害廃棄物処理計画を策定する。	発生が想定される災害廃棄物の量等の予測を行い、その処理に際して必要となる体制や処理方法等について、ケースごとに実施内容等を定めておくことで、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の確保や早期の復旧・復興につなげる。
2	R元	環境部 環境整備課	生活排水処理基本計画	1,728	H29.7 ～ R1.9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）を定めることとされており、平成24年度に策定した生活排水処理基本計画について、社会状況の変化等に伴う必要な改訂を行う。	将来のし尿等の発生量の予測を行い、これを基にし尿等の処理のあり方についてとりまとめ、生活排水処理基本計画の改訂を行う。平成30年度に実施した下水道投入試験の結果等も反映させることで、し尿等の適正処理の確保に資するものとする。
3	R元	環境部 環境整備課	ごみ処理基本計画	0	H31.4 ～ R2.3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）を定めることとされており、平成23年度に策定したごみ処理基本計画について、社会状況の変化等に伴う必要な改訂を行う。	将来のごみの発生量の予測を行い、これを基にごみの処理のあり方についてとりまとめ、ごみ処理基本計画の改訂を行う。平成30年度に実施した廃棄物適正処理調査におけるごみの組成や分別、排出に関わる市民等の実態調査の結果を反映させることで、ごみの適正処理の確保に資するものとする。
4	R元	商工部 商工振興課	中心市街地活性化基本計画（2期計画）	0	H31.4 ～ R2.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和2年度から5か年間の2期計画を策定する。	中心市街地活性化協議会における学識者や関係団体等の意見、パブリックコメントによる意見、国との協議の結果等を踏まえながら、国が定める申請マニュアルに基づき策定する。 中心市街地の活性化に関する法律に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進することが可能となる。

表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
5	R元	文化観光部 文化振興課	新たな文化施設 基本構想	5,152	H30.11 ～ R1.6	新たな文化施設の整備に向けて検討を進めるため、施設の基本コンセプトや諸室の配置等の考え方を示す、基本構想を策定する。	市民文化団体等の利用者や舞台設備の専門家、ホール整備及び運営に関する有識者等で構成する文化振興審議会において審議を行うとともに、パブリック・コメント及び市民文化団体へのアンケートを実施し、基本構想(素案)に対する意見を聴取した。 関係者や専門家の意見を的確にとらえた基本構想を策定することで、基本計画及び基本・実施設計、建設工事にそのコンセプトが反映され、必要な機能等を備えた施設の整備につながる。